

保険者機能強化推進交付金・
介護保険保険者努力支援交付金
について

三重県医療保健部
長寿介護課

【留意事項】

○令和5年度の評価指標結果が提供されていないため、三重県、三重県内市町の評価指標の分析資料の提示ができません。

○この資料には次の事項を記載します。

- ・保険者機能強化推進交付金の制度概要
- ・評価指標の見直し概要（令和4→5年度）
- ・評価指標における市町の関心（重点）項目と
主な実施内容

令和5年度当初予算案

(一般財源) 150億円 (200億円) ※ ()内は前年度当初予算額
(消費税財源) 200億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減等の見直しを進めていく。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に用途範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ①PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ②ケアマネジメントの質の向上
- ③多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ④介護予防の推進
- ⑤介護給付適正化事業の推進
- ⑥要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要なる事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

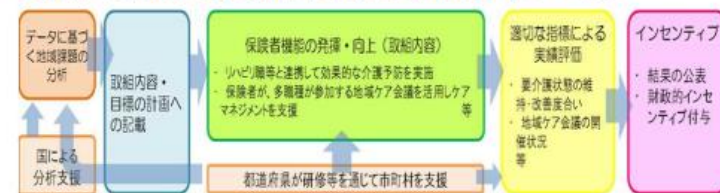
【負担割合】

国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞



保険者機能強化推進交付金等の配分に係る令和5年度評価指標について

- 保険者機能強化推進交付金等の配分に係る令和5年度評価指標については、その評価を行う今年度は第8期介護保険事業計画の2年目であり、同一計画期間においては、継続的な評価を行う上で、極力、評価指標の同一性が確保されていることが望ましい一方、市町村等からは、
 - ・ 自己評価が難しい評価指標について、趣旨等の明確化を図るべき
 - ・ 地域の実情に即した取組が評価されるよう、評価指標等の記載を工夫すべき
 - ・ アウトカム指標は、単年度データではなく、複数年度データでの評価を検討すべき
 などといった意見があることを踏まえ、令和4年度評価指標を基本としつつ、こうした意見を反映するとともに、その他適正化を図るため、以下のような見直しを行う。

【都道府県評価指標】

【市町村評価指標】

（自己評価が難しい評価項目の趣旨の明確化）

- ◇ 都道府県が作成すべき「支援方策」について、目標や支援内容、支援期間等を盛り込んだ書面として、定義を明確化。
- ◇ その他都道府県による自己評価の統一が図られるよう、留意点等の文言を明確化。

（自己評価が難しい評価項目の趣旨の明確化）

- ◇ 市町村による自己評価の統一が図られるよう、留意点等の文言を明確化。

（第9期計画策定に向けた各種調査に関する指標の追加）

- ◇ 令和6年度からの第9期計画に向け、各種調査の実施状況に関する評価指標を追加。

（文書負担軽減に関する評価指標の見直し）

- ◇ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、厚生労働省の「電子申請届出システム」の活用促進が指摘されていることを踏まえ、評価項目として「システムの活用による標準化」を追加。

（文書負担軽減に関する評価指標の見直し）

- ◇ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、厚生労働省の「電子申請届出システム」の活用促進が指摘されていることを踏まえ、評価項目として「システムの活用による標準化」を追加。

（災害対策に関する評価指標の見直し）

- ◇ 現在の評価指標は、災害に関する訓練の実施状況を評価するものとなっているが、災害対策は、訓練に加え、非常災害計画・BCPの策定や、関係者に対する研修など様々な体制整備が必要となることから、訓練のみならず、災害対策全体のプロセスを評価する指標へと見直し。

（平均要介護度の変化に関する評価指標の充実）

- ◇ 現在の直近1年間の要介護度の変化率の状況に関する評価指標に加え、より長期間の要介護度の変化率の状況に関する評価指標を追加。

（平均要介護度の変化に関する評価指標の充実）

- ◇ 現在の直近1年間の要介護度の変化率の状況に関する評価指標に加え、より長期間の要介護度の変化率の状況に関する評価指標を追加。

（高齢者の就労的活動に関する評価指標の整理統合）

- ◇ 高齢者の就労的活動に関する評価指標について、元気高齢者の活躍に向けた取組の実施状況に関する評価指標と整理統合。

令和5年度評価指標配点

《都道府県評価指標》

指標項目	推進配点	支援配点
I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画	125点	25点
II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容	650点 (670点)	285点
(1) 地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援	120点	165点
(2) 生活支援体制整備等に係る支援	75点	25点
(3) 自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援	45点	45点
(4) 在宅医療・介護連携に係る支援	25点	0点
(5) 認知症総合支援に係る支援	75点	0点
(6) 介護給付の適正化に係る支援	55点 (75点)	0点
(7) 介護人材の確保・生産性向上に係る支援	230点	50点
(8) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業	25点	0点
III 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価	350点 (250点)	390点 (290点)
合計	1,125点 (1,045点)	700点 (600点)
推進+支援配点総計	1,825点 (1,645点)	

《市町村評価指標》

指標項目	推進配点	支援配点
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	135点 (115点)	35点
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	1,020点 (900点)	755点 (635点)
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	100点	0点
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	105点	60点
(3) 在宅医療・介護連携	100点	20点
(4) 認知症総合支援	100点	40点
(5) 介護予防/日常生活支援	240点	320点
(6) 生活支援体制の整備	75点	15点
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	300点 (180点)	300点 (180点)
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	200点 (360点)	40点 (60点)
(1) 介護給付の適正化	120点 (260点)	0点
(2) 介護人材の確保	80点 (100点)	40点 (60点)
合計	1,355点 (1,375点)	830点 (730点)
推進+支援配点総計	2,185点 (2,105点)	

評価指標における市町の関心（重点）項目と 主な実施内容について

・注力事項は各市町によってばらつきがあるが、「**多様なサービスの実現に向けた方策の設定**」「**サービスC→通いの場への繋ぎ**」「**通いの場の参加促進アウトリーチ**」といった項目を重点的に取り組むとする市町が多かった。

評価指標	注力するとして 市町数
多様なサービスの実現に向けた方策の設定	8
サービスC→通いの場への繋ぎ	5
通いの場の参加促進アウトリーチ	5
行政内・他部門の他事業との連携	5
保健と介護予防の一体的実施	5
専門職関与の仕組み	2
民間サービス等との連携	1
データ活用による課題の把握	1
通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析	3
事業所への自立支援の評価	0
高齢者の社会参加インセンティブ	0
その他（選択肢以外）	2

主な実施内容

【多様なサービスの実現に向けた方策の設定】

・住民を巻き込んだ取り組みが重要と考えており、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービスの育成に注力している。

【サービスC→通いの場への繋ぎ】

・サービス利用の前・中・後に地域ケア会議を開催し、教室終了後の処遇について介護支援専門員、専門職、生活支援コーディネーターと話し合いを行う。その内容は、担当ケアマネから本人に伝え、必要な方には通いの場等への参加を促す。

【通いの場の参加促進アウトリーチ】

・未利用者に対して、訪問等により状況把握やニーズを確認したうえで通いの場の情報提供を実施。
・地域協力者との関係強化を継続し、閉じこもりがちな高齢者のさらなる把握を行い、閉じこもり予防事業やサロン活動への参加促進を行う。